

議員定数及び議員報酬の適正（素案）について パブリックコメントを募集します。

平成26年8月

亀岡市議会 議会運営委員会

議員定数及び議員報酬は市の条例で定めることとされており、議会が決めて
います。亀岡市議会では、市民の皆様の説明責任を果たすためにも、適正な定
数及び報酬を検討し明らかにしていくことが必要と考えました。

このため、平成25年10月に議長が議会運営委員会に検討するよう諮問を
しました。

この諮問を踏まえ、議会運営委員会で検討し、現在のところ次の内容を素案
としました。素案に対する皆様のご意見をお待ちしています。

1 議員定数の素案

次期選挙から現行の26人を24人とする。

次期選挙：任期（平成27年2月4日まで）満了に伴う選挙

< 根拠・理由 >

議会報告会などで民意の吸収機能の充実及び委員会での調査充
実などの議会運営上の工夫に努めることにより、削減しても議
会機能を維持、充実させることが可能である。

本会議での採決で可否同数になった場合には議長が決定する。
議長の決定が頻繁に起こると議長の中立性がそこなわれる。そ
れを防ぐため定数は偶数にするのがよい。

また、議案審査、市政運営のチェックは常任委員会（本市の場
合は3常任委員会）に委ねている。

常任委員会で十分な審査、討議を行うために必要最小の人数は
7人が妥当と考え、議長等の委員外議員を含め、議長の中立性
を考慮し24人とする。

2 議員報酬の素案

現行を維持する。

現行（月額）：議長 56 万円、副議長 49 万円、議員 44 万円

< 根拠・理由 >

地方分権が進み議員の活動量が増大している。議員にはさらに監視能力や審議能力の向上、政策提言や立案が求められている。活動に専念するためにも報酬は下げるべきではない。

議会は、様々な職業、年齢、居住地域などから議員が選ばれ、多様な市民意見を市政に反映させなければならない。特に若年層の市民が議員に立候補できるようにするには生活給的な水準を考慮するべきで報酬は下げるべきではない。

上記の素案は、現時点でのものであり、パブリックコメント募集によりいただいたご意見等を踏まえ、改めて検討し、議会運営委員会の答申をまとめてまいります。（条例改正が必要な場合は 9 月定例会中に提案する予定です。）

亀岡市議会 議会運営委員会

委員長	湊 泰孝		
副委員長	藤本 弘		
委員	並河 愛子	中村 正孝	
	馬場 隆	中澤 基行	
	菱田 光紀	石野 善司	